

平成二十五年三月七日提出
質問第三四号

尖閣諸島における環境資源に関する質問主意書

提出者 西野弘一

尖閣諸島における環境資源に関する質問主意書

沖縄県石垣市尖閣諸島においては、従来よりセンカクモグラ等の固有種が複数確認され、またアホウドリ等環境省指定の絶滅危惧種も生息していることが確認されてきた。生物の多様性に関する条約によれば、条約加盟国は、生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とする国家戦略または国家計画を作成・実行する義務を負う。また、重要な地域・種の特定とモニタリングを行うことになっている。条約締結国であり、さらに最大抛出国でもある我が国は率先して、その義務を遂行しなければならないものと認識する。しかるに、尖閣諸島においては外交的配慮から環境省職員の上陸もままならず、結果環境調査もなされていない。現状、漂着した大量の漂流物や野生化したヤギによって島固有の生態系が破壊されつつあると聞き及んでいる。そこで次の事項について質問する。

- 一 国有化された尖閣諸島において、今後、環境省職員の立ち入りによるモニタリングの予定はあるのか。
- 二 一について、それがないとすれば、「生物の多様性に関する条約」の義務違反にあたらぬのか。

右質問する。